

令和 8 年 7 月 22 日

農林水産省経営局 御中

日本司法書士会連合会
会長 小 澤 吉 徳

農地法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

当連合会は、標記について、次のとおり意見を申し述べる。

改正農地法施行規則第 77 条について

【意見の要旨】

- 1 改正に賛同する。
- 2 同条に関連する意見として、長期間にわたり農地中間管理機構による借受けが実現しない農地については、一定期間経過後に所有者等の状況を確認するなど、農業委員会が所有者等との継続的な接点を確保できるよう、通知等において弾力的な運用を示すことを検討すべきである。

【理由】

- 1 利用意向調査に一定の弾力性を持たせることは、行政効率の観点からも重要である。
- 2 農地中間管理事業を利用する意思を表明したものの、長期間にわたり農地中間管理機構による借受けが実現しない農地については、本条のもとでは利用意向調査の対象外となり、農業委員会と所有者等との接点が希薄化するおそれがある。このようなことが起これば、将来発生する所有者の死亡や相続の発生等の把握に遅延を生じさせ、所有者不明農地の発生及び権利関係の複雑化につながる。